■税制改正（令和６年度からの変更点）

森林環境税の創設

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。森林環境税は令和６年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、個人市民税・県民税の均等割の枠組みを用いて1人年額1,000円が課税されます。

なお、東日本大震災を踏まえて、防災対策に要する費用の財源を確保するために、個人市民税・県民税の均等割額に1,000円（市民税500円・県民税500円）が加算されていましたが、この臨時的措置については令和５年度で終了します。

国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれかに該当する場合のみ扶養控除の対象となります。

・留学により非居住者になった人
・障がい者
・扶養控除等を申告する納税義務者から、その年における生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得については、これまで所得税と個人市民税・県民税で異なる課税方式を選択できましたが、令和６年度から課税方式を一致させることになりました。

これにより、所得税で選択した課税方式が個人市民税・県民税にも適用されます。

選択する課税方式によっては、個人市民税・県民税の合計所得金額が増加し、配偶者控除や扶養控除などの判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの算定に影響が出る場合がありますので、課税方式の選択は、慎重にご判断ください。

■市民税・県民税の非課税基準

次のいずれかに該当する方は非課税となります。

1．その年の賦課期日（１月１日）現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
2．その年の賦課期日現在、障がい者・未成年者・寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下である方

また、次に該当する場合には均等割又は所得割が非課税となります。

○均等割非課税

合計所得金額（※1）が次の計算式で求められた金額以下の方

35万円 ×（同一生計配偶者 及び 扶養親族の人数 ＋ 1【本人】）＋ 10万円 ＋ 21万円（同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合に加算）

○所得割非課税

総所得金額等（※２）が次の計算式で求められた金額以下の方

35万円 ×（同一生計配偶者 及び 扶養親族の人数 ＋ 1【本人】）＋ 10万円 ＋ 32万円（同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合に加算）

※１　合計所得金額とは、
事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）及び総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の１の金額の合計に退職所得金額、山林所得金額、分離課税所得（特別控除前）金額を加算した金額（ただし、繰越控除の適用を受けている場合には適用前の金額）

※２　総所得金額等とは、
事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）及び総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の１の金額の合計に退職所得金額、山林所得金額、分離課税所得（特別控除前）金額を加算した金額（ただし、繰越控除の適用を受けている場合には適用後の金額）

■所得税控除額と異なる市民税・県民税所得控除一覧（カッコ内は所得税の控除額）

申告書への記入は P3 の所得税の控除額で記入してください。

人的控除額（一部控除は別記）

種類			控除額
本人該当	勤労学生		26万円（27万円）
	障害者		26万円（27万円）
	特別障害者		30万円（40万円）
扶養（※）	一般		33万円（38万円）
	特定（H13.1.2～H17.1.1 生まれ）		45万円（63万円）
	老人（S29.1.1 以前生まれ）	同居老親等以外	38万円（48万円）
		同居老親等	45万円（58万円）
障害者（扶養）	障害者		26万円（27万円）
	特別障害者		30万円（40万円）
	同居特別障害者		53万円（75万円）

※16 歳未満の方（H20.1.2 以後生まれ）の扶養控除額はなし

基礎控除

合計所得	基礎控除
2,400万円以下	43万円（48万円）
2,400万円超 2,450万円以下	29万円（32万円）
2,450万円超 2,500万円以下	15万円（16万円）
2,500万円超	適用無し

生命保険料控除

①新契約（一般生命・個人年金・介護医療）

支払保険料	控除額
12,000円以下	支払保険料の全額
32,000円以下	支払保険料 ×1/2+6,000円
56,000円以下	支払保険料 ×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円（上限）

②旧契約（一般生命・個人年金）

支払保険料	控除額
15,000円以下	支払保険料の全額
40,000円以下	支払保険料 ×1/2+7,500円
70,000円以下	支払保険料 ×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円（上限）

※一般生命又は個人年金で新旧両方について控除の適用を受ける場合の上限額は28,000円となります。
※一般生命・個人年金・介護医療ごとに計算した合計が控除額となります（最高限度額70,000円）。

配偶者控除

	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
S29.1.2 以降生まれの配偶者	33万円（38万円）	22万円（26万円）	11万円（13万円）
S29.1.1 以前生まれの配偶者	38万円（48万円）	26万円（32万円）	13万円（16万円）

配偶者特別控除（配偶者控除と重複して控除することはできません）

配偶者の所得金額	納税者本人の所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	33万円（38万円）	22万円（26万円）	11万円（13万円）
95万円超 100万円以下	33万円（36万円）	22万円（24万円）	11万円（12万円）
100万円超 105万円以下	31万円（31万円）	21万円（21万円）	11万円（11万円）
105万円超 110万円以下	26万円（26万円）	18万円（18万円）	9万円（9万円）
110万円超 115万円以下	21万円（21万円）	14万円（14万円）	7万円（7万円）
115万円超 120万円以下	16万円（16万円）	11万円（11万円）	6万円（6万円）
120万円超 125万円以下	11万円（11万円）	8万円（8万円）	4万円（4万円）
125万円超 130万円以下	6万円（6万円）	4万円（4万円）	2万円（2万円）
130万円超 133万円以下	3万円（3万円）	2万円（2万円）	1万円（1万円）

※配偶者特別控除は扶養の人数には含まれません。よって、市民税・県民税の非課税判定には含まれないほか、配偶者が障がい者であっても障害者扶養控除の対象にはなりません。また、配偶者の所得金額が上がることにより、社会保険料（健康保険料や介護保険料等）をはじめ、各種行政サービスにおける負担額や支出額等の算定に影響する場合があります。

寡婦・ひとり親控除

	本人女性			本人男性		
	死別	離婚	未婚	死別	離婚	未婚
生計を一にする子有り	30万円（35万円）	30万円（35万円）	30万円（35万円）	30万円（35万円）	30万円（35万円）	30万円（35万円）
扶養親族子以外有り	26万円（27万円）	26万円（27万円）	適用無し	適用無し	適用無し	適用無し
扶養親族無し	26万円（27万円）	適用無し	適用無し	適用無し	適用無し	適用無し

地震保険料控除

①地震保険料

支払保険料	控除額
50,000円以下	支払保険料 ×1/2
50,000円超	25,000円（上限）

②旧長期契約（保険期間が 10年以上で満期返戻金あり）

支払保険料	控除額
5,000円以下	支払保険料の全額
15,000円以下	支払保険料 ×1/2+2,500円
15,000円	10,000円（上限）

※地震・旧長期の両方がある場合は、その合計額（最高限度額25,000円）

■税率表及び税額控除一覧表（令和６年度）

1 所得割の税率

市民税	県民税
6%	4.025%※

2 均等割額

市民税	県民税
3,000円	1,300円※

※県民税について水源環境保全税として所得割に 0.025%、均等割に 300円超過課税されています。

3 森林環境税
1,000円

4 税額控除（調整控除）
合計課税所得金額（課税総所得金額＋課税山林所得金額＋課税退職所得金額）が 200万円以下の方
次の①と②のいずれか少ない額の 5%（市民税 3%、県民税 2%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

合計課税所得金額が 200万円超 2,500万円以下の方
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は 5万円）の 5%（市民税 3%、県民税 2%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円					
	特別	10万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	同居特別	22万円		老人	10万円	6万円	3万円
寡婦控除		1万円	特例対象配偶者	48万円超 50万円以下	5万円	4万円	2万円
ひとり親控除	男性	1万円		50万円超 55万円以下	3万円	2万円	1万円
	女性	5万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
勤労学生控除		1万円		特定	18万円	同居老親等	13万円

5 税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

6 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）
前年分の所得税において平成24年から令和7年12月末までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、入居日に応じて（1）（2）のいずれか少ない額に下表の割合を乗じて得た金額

【平成26年３月末までに入居の方、下記の特定取得に該当しない方】
（1）下記①から②を控除して、所得税から控除しきれなかった金額
（2）前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 5%（最高 97,500 円）

【平成 26 年４月１日以降令和３年12月末までに入居で特定取得（消費税率が８% 又は 10%が適用される住宅取得）に該当する方】
（1）下記①から②を控除して、所得税から控除しきれなかった金額
（2）前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 7%（最高 136,500円）

【令和４年１月１日から令和７年 12 月末までに入居の方】
（1）下記①から②を控除して、所得税から控除しきれなかった金額
（2）前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 5%（最高 97,500 円）
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額
②前年分の所得税額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3／5	県民税	2／5

7 税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3／5	2／5

8 税額控除（寄附金税額控除）
基本控除と特例控除の合計額です。
控除対象となる寄附金
①都道府県、市区町村（特例控除対象）に対する寄附金
②都道府県、市区町村（特例控除対象外）、神奈川県共同募金会又は日本赤十字社神奈川県支部に対する寄附金
③神奈川県又は平塚市の条例で指定した団体に対する寄附金

基本控除
前年中に上記の寄附金を支出した合計額（合計額が総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額の30%を超える場合には、当該 30%（に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の６%（市民税分）、4%（県民税分）に相当する金額

特例控除
①の寄附金の額の合計が２千円を超える場合は、（①－２千円）×（90%－前得税の税率 ×1021）の５分の３（市民税分）、５分の２（県民税分）に相当する金額（所得割額の 20%に相当する金額を超えるときは、その 20%に相当する金額）
ただし、総務大臣が指定した地方団体への寄附のみを対象とする。

9 分離課税等の税率

(1)長期譲渡所得

区分	市民税	県民税
課税長期譲渡所得	3.0%	2.0%

(2)優良住宅地等に係る長期譲渡所得

	課税長期譲渡所得金額	市民税	県民税
①	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
②	2,000万円超える部分	3.0%	2.0%

(3)短期譲渡所得

	課税短期譲渡所得	市民税	県民税
①	国等に対する譲渡	3.0%	2.0%
②	①以外の譲渡	5.4%	3.6%

(3)居住用財産に係る長期譲渡所得（軽課）

	課税長期譲渡所得金額	市民税	県民税
①	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
②	6,000万円超える部分	3.0%	2.0%

(5)株式等に係る譲渡所得

	株式等に係る課税譲渡所得	市民税	県民税
①	上場株式等・特定公社債等	3.0%	2.0%
②	非上場株式等・一般公社債等	3.0%	2.0%

(6)上場株式等に係る配当所得等

区分	市民税	県民税
上場株式等に係る課税配当所得等	3.0%	2.0%

(7)先物取引に係る所得

区分	市民税	県民税
先物取引等に係る課税所得	3.0%	2.0%

■令和６年度　市民税・県民税の計算方法

総所得金額 − 所得控除合計額（所得から差し引かれる金額）＝ ①課税総所得金額（千円未満切り捨て）

①×市民税の税率＝②算出所得割　②−税額控除額−配当＝⑩市民税所得割額（百円未満切捨）
①×県民税の税率＝③算出所得割　③−税額控除額−配当＝⑪県民税所得割額（百円未満切捨）
⑩＋市民税均等割額＝市民税額　⑪＋県民税均等割額＝県民税額　市民税額＋県民税額＝年税額（納付税額）

配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

課税総所得の計算

収入金額 − 必要経費（給与所得者は給与所得控除額）（年金所得者は年金所得控除額）＝ 総所得金額 − 所得控除合計額（所得から差し引かれる金額）＝ 課税総所得金額（千円未満端数切捨て） ①

算出所得割の計算

市民税 ① × 6% ＝ ② ※2
県民税 ① × 4.025%※1 ＝ ③ ※2

※1 4.025%のうち、0.025%は水源環境保全税としての上乗せ分です。　※2 ②・③（算出所得割額）は１円未満端数切捨てとなります。
注：分離課税等に係る所得には、P.6 ９分離課税等の税率を掛けます。

調整控除の計算

○この表は、「人的控除額の差の合計額」を計算するものです。それぞれの金額と該当数を掛け算して、合計を計算してください。
また、**基礎控除の該当数には必ず「1」**が入ります。

単位：万円

控除の種類（本人）	金額	該当数	計
基礎控除	★	1	
障害者控除 一般	1		
障害者控除 特別	10		
寡婦控除	1		
ひとり親控除 男性	1		
ひとり親控除 女性	5		
勤労学生控除	1		
合計			④

★納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下のとき５、2,500万円超のときは０。

控除の種類（扶養）		金額	該当数	計
配偶者控除	一般	5※1／4※2／2※3		
	老人	10※1／6※2／3※3		
配偶者特別控除	48万円超50万円未満（配偶者合計所得）	5※1／4※2／2※3		
	50万円以上55万円未満（配偶者合計所得）	3※1／2※2／1※3		
扶養控除	一般	5		
	特定	18		
	老人	10		
	同居老親等	13		
障害者控除	普通	1		
	特別	10		
	同居特別	22		
合計				⑤

※1　納税者本人の合計所得金額が900万円以下のとき。
※2　納税者本人の合計所得金額が900万円超950万円以下のとき。
※3　納税者本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下のとき。

人的控除額の差の合計額　④ ＋ ⑤ ＝ ⑥
④⑤の単位に注意してください

1．課税総所得金額①が200万円以下の場合
市民税調整控除 ①⑥ × 3% ＝ ⑦
県民税調整控除 ①⑥ × 2% ＝ ⑧
①と⑥のうち、小さい方の金額

2．課税総所得金額①が200万円超 2,500万円以下の場合
⑥ − ①−200万円 ＝ ⑨ 5万円未満の場合は５万円
市民税調整控除 ⑨ × 3% ＝ ⑦
県民税調整控除 ⑨ × 2% ＝ ⑧

3．課税総所得金額①が2,500万円超の場合（調整控除の適用はありません。）
市民税調整控除 ⑦ 0　県民税調整控除 ⑧ 0

所得割の計算

市民税 ② − ⑦ −（市民税税額控除 配当割・株式割）＝ ⑩（百円未満端数切捨て）
県民税 ③ − ⑧ −（県民税税額控除 配当割・株式割）（該当者のみ）＝ ⑪（百円未満端数切捨て）

年税額

⑩ 市民税所得割 ＋ ⑪ 県民税所得割 ＋ 4,300 市民税・県民税均等割 ＋ 1,000 森林環境税 ＝ 年税額

市民税均等割額 3,000円
県民税均等割額 1,300円
（）県民税均等割額のうち、300円は水源環境保全税としての上乗せ分です。

◎普通徴収による納期は、第１期６月・第２期８月・第３期 10 月・第４期 12月（税額 5,300円以下は６月）で、納期限は納期の末日（第４期の末日は 12月28日）です。
ただし、納期の末日が金融機関の休業日の場合は翌日以降の直近の営業日となります。４期の場合は１月４日以降の直近の営業日となります。